

3. サービス利用料および利用者負担

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に準じた割合を元に基本料金（料金表）の1～3割が利用者負担額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用金額は、自己負担となります。

【料金表・基本料金】

身体介護	要介護認定1～5の方			
	20分未満	20分～30分未満	30分～60分未満	60分以上
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,750 円～

生活援助	要介護認定1～5の方	
	20分～45分未満	45分以上
	1,790 円	2,200 円

第1号訪問事業	要介護認定 要支援1・要支援2の方	
	時間・身体・生活援助等の区分なし	生活援助のみ
	訪問型サービス(独自)	生活援助型訪問サービス
週1回程度	1,168 円 (月額)	968 円 (月額)
週2回程度	2,235 円 (月額)	1,936 円 (月額)
週3回程度	3,704 円 (月額)	3,071 円 (月額)

※上記の料金表は、昼間（午前8時～午後6時）の時間内の料金になります

※加算となる場合は次ページのとおりです。

加算・減算される場合の内容		加算料金
時 間	・午前6時～午前8時 ・午後6時～午後10時 ・午後10時～午前8時	昼間料金プラス 25% 昼間料金プラス 25% 昼間料金プラス 50%
初回等	・訪問介護初回加算： ・初めて訪問する月で、サービス提供責任者又は訪問介護事業責任者自身が訪問し介護又は同行訪問をした場合 ・2ヶ月以上の利用を中止され訪問を再開される場合	初回のみ¥200
連 携	・生活機能向上連携可算 (Ⅰ)・(Ⅱ) 指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションを行った等際の【(Ⅰ)助言に基づき(Ⅱ)サービス提供責任者が同行し】身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合等	(Ⅰ)1月につき¥100 ※初回月のみ (Ⅱ)1月につき¥200 ※3ヵ月まで

緊 急	・緊急時訪問介護加算 居宅サービス計画書にない緊急な訪問要請により、訪問介護（身体介護）を行った場合	1 回につき¥100
特定事業 所加算Ⅱ	・介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供する為の体制を構築している事業所を評価する加算。 ・職員の教育や研修等行い職員のスキルアップ、サービスの質の向上を行う。	利用単位数× 10%
処遇改善 加算Ⅰ	・介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)にサービス別加算率を乗じた単位数 ※区分支給限度基準額の算定対象から除外	加算率 28.7%
同一建物 減算Ⅱ	・同一建物減算 有料ホームなどに居住する利用者を訪問する場合は当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて減算する(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	減算率 介護保険使用料の 18%～22%

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画書(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、基本料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、当該市町村窓口へ提出し、払い戻しを受けてください。

※ 居宅サービス計画書を作成しない場合など「償還払い」となる場合には一旦お客様が基本保険給付分を請求してください。